

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	113 件
国民年金関係	58 件
厚生年金関係	55 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	70 件
国民年金関係	55 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金は、母が、市役所出張所で加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 2 年 4 月から保険料を前納している上、申立期間後は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人が居住している市では、当時、国民年金の加入手続の際に、被保険者となるべき期間について社会保険事務所（当時）に確認していたこと及び過年度保険料の納付書を交付して納付勧奨をしていたことが確認できる。さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親は保険料の納付場所について具体的に記憶しているとともに、母親自身及び父親は、昭和 50 年 8 月以降、60 歳に至るまで保険料をすべて納付している上、基本的に保険料を前納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までのうちの33か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月までのうちの33か月
私の母が、「これからの若い人にとって年金は大事だから。」ということで、私たち夫婦の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間当時の国民年金保険料は、母が納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻と共に昭和36年3月ごろに国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人及びその妻の保険料を納付していたとする母親は、5年年金に任意加入して保険料を完納している。

また、申立人は、母親が集金人に保険料を納付していたことを記憶しているとともに、妻は、当時、義母が徴収員に保険料を納付していた状況を具体的に説明している上、納付したとする金額も当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、オンライン記録によると、昭和37年度に納付月は特定されずに3か月分の保険料が納付済みと記録されており、年度内の一部に未納がある場合に存在する特殊台帳が無いことなど、社会保険庁（当時）の記録管理が不十分であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 60 年 3 月まで

私の結婚後の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料については、昭和 56 年 6 月ごろに転居した後に、妻が区役所で手続をして、さかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人の妻のオンライン記録によると、妻は、当該期間のうち 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は納付済みであるとともに、同年 4 月から 6 月までの保険料を、60 年 4 月に過年度納付していることが確認でき、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、保険料を納付していたとする妻は、さかのぼって保険料を納付する手続をした状況、保険料の納付方法、納付場所等について具体的に説明している上、申立人は、申立期間を除き、60 歳に至るまで保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間に近接する申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料について、60 年 4 月に納付済みに記録訂正が行われているとともに、申立期間直前の妻の保険料についても、同年 7 月に納付済みに記録訂正が行われているなど、申立人及びその妻の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況も認められる。

2 しかしながら、申立期間のうち昭和 56 年 6 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、上記の妻の 58 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付した時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、妻も当該期間の保険料は未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年3月まで

私は、結婚後に、市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、義母から必要なお金を出してもらい、送付された納付書により銀行で国民年金保険料を納付したことを記憶している。また、昭和60年ごろまでは、義母が家族の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は昭和53年11月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、加入手続をした当時の保険料の納付方法、納付場所について具体的に説明している上、申立人が当時居住していた市によると、加入手続の際に過年度保険料の納付勧奨をしていたこと及び納付場所と説明する銀行は当時開設されていたことが確認できる。さらに、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き保険料をおおむね納付しているとともに、保険料を出してくれていたとする義母及び義父は38年4月以降60歳に至るまで、夫は42年4月以降平成9年5月まで、申立期間を含めて保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年3月まで

私は、結婚後の昭和44年ごろに国民年金の加入手続を行い、その翌年の秋ごろに、区の広報で特例納付という制度を知り、それまで未納であった国民年金保険料をすべて銀行で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付したと主張する時期は第1回特例納付が実施されていた期間であるとともに、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の保険料は、昭和45年12月1日に第1回特例納付及び過年度納付で納付していることが確認できる。

また、申立人は、それまで未納であった保険料を納付するに至った経緯、納付原資、納付場所等について具体的に記憶しているとともに、申立人が居住している区では、当時、第1回特例納付の広報をしていたことが確認できる上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の年度別納付状況リストによると、第1回特例納付により納付したことを示す附則13条の欄には何ら記録がなされていないなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から55年12月まで

私は、父から、私の将来を考えて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間については、社会保険庁（当時）の記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は56年4月ごろ払い出されているものの、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親が所持する預金通帳によると、当該期間の保険料を、49年10月15日及び50年1月16日に口座振替により納付していることが確認できることから、少なくとも49年10月以前には、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたものと推認でき、当該期間の保険料を口座振替によって納付したものと認められる。
- 2 しかしながら、申立期間のうち昭和46年9月から49年6月までの期間及び50年1月から55年12月までの期間については、前記のとおり、申立人には上記の56年4月ごろに払い出されている手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたものと推認できるが、上記の預金通帳のほかに、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、父親は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況及び保険料を口座振替で納付する手続をした時期、口座振替以外で納付していた時期、納付場所等の納付状況に関する記憶が不明確であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私の国民年金は、夫が加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和38年6月ごろに夫婦連番で払い出されており、加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和40年4月以降、申立期間を含めて保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間後は60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和47年4月から同年12月まで

私の国民年金は、結婚後に、夫が加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が、当時同居していた家族の保険料と一緒に納付していた。最初のころは集金人に保険料を納付しており、その後は、納付書により郵便局で納付していた。また、納付していた途中で納付組合に加入したころ、区役所の窓口で説明を受け、さかのぼって保険料を納付したことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和38年6月ごろに申立人の夫、義母及び義弟のうちの一人の四名連番で払い出されているとともに、申立人は、48年4月に納付組合に加入していることが確認でき、納付組合加入の時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人は、保険料をさかのぼって納付するに至った経緯、納付場所等について具体的に説明している上、納付場所と説明する郵便局は、当時開設されていたことが確認できる。また、申立人が当該期間当時、同居して保険料と一緒に納付していたとする義父及び義弟のうちの一人は当該期間の保険料は納付済みであることが確認できるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①については、昭和38年6月ごろに申立人の手

帳記号番号が払い出されていることは確認できるものの、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付を始めたころに、保険料をまとめて納付した状況等の記憶が曖昧である。また、原則、集金人に過年度保険料を納付することはできない上、申立人が当該期間当時、保険料と一緒に納付していたとする申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている夫ほか二名も、当該期間の保険料は未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、上記の手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月

私は、平成7年12月に退職後、区役所で国民年金の加入手続きを行い、区役所窓口及び金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間である平成11年5月に保険料の口座振替手続きを行い、同年7月から口座振替により保険料を納付していること、オンライン記録から、口座振替前の申立期間前後の月の保険料はそれぞれの月内に現年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間、59年7月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年10月
③ 昭和59年7月から同年9月まで
④ 昭和60年1月から同年3月まで

私達夫婦は、国民年金に加入して以降、定期的に二人で金融機関へ行き、未納なく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④については、いずれも3か月と短期間であること、申立期間①については、申立人は昭和49年7月及び58年11月の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、当該期間直後の保険料は納付済みであること、申立期間③及び④については、それぞれ前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間④直後の保険料を過年度納付した61年7月時点においても、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、当時は3か月分ごとの納付書が発行されていたことから、当該期間の保険料を納付するためには1か月分の納付書の交付を受ける必要があるが、申立人にその記憶は無く、厚生年金保険に加入した当該期間直後の2か月分の保険料が還付され

た記録も無いなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間、59年7月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年10月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで

私達夫婦は、国民年金に加入して以降、定期的に二人で金融機関へ行き、未納なく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、6か月及び3か月といずれも短期間である上、それぞれ前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間③直後の保険料を過年度納付した昭和61年7月時点においても、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年3月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6578

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年12月まで

私は、国民年金保険料を納付書が送られて来るたびに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間、申請免除期間及び学生納付特例期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年2月の時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間直後の元年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月及び同年11月、平成4年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月及び同年11月
② 平成4年6月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続を行って以降、体調を崩していた時期を除いて、国民年金保険料をきちんと納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び体調を崩して国民年金保険料が未納又は申請免除であった期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月及び4か月といずれも短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間①については、一緒に保険料を納付していたとする元夫の保険料は納付済みである（申立期間②については、元夫は厚生年金保険加入期間）など申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6580

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで
私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納付してきた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 1 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、平成 21 年 6 月になって申立期間の保険料を還付すると通知された。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が還付とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 46 年 3 月に払い出されており、申立人が所持する納付書・領収証書によれば、申立人は 47 年 5 月に郵便局で申立期間を含む 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できるところ、申立人が申立期間当時、申立期間について国民年金に任意加入した記録が無いこと等を理由として、平成 21 年 6 月に保険料の還付が決定されている。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人は、昭和 45 年 7 月 1 日に強制加入被保険者として適用されたことが確認できるとともに、強制加入被保険者として適用された申立期間を納付対象として発行された納付書にしたがって納付した申立人の保険料相当額が長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることから、同年 7 月から同年 12 月までの期間が強制加入被保険者期間でなく、また、46 年 1 月が記録上未加入期間であることを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反する。申立人の資格記録は、45 年 7 月 1 日から強制加入被保険者として適用されたと訂正すべきものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年12月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年9月まで
③ 昭和53年4月から同年6月まで

私の母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和40年10月に婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後、私は、しばらく保険料を納めていなかったが、52年に区役所から保険料の納付を勧奨されたため、同年10月から再就職する54年9月までの間の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付していたとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致している上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 51 年 5 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、両親、兄及び弟の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの期間については、申立人が所持する 50 年の確定申告書には、社会保険料控除額が記載されており、同控除額は、当該期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 49 年 12 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 5 月までの期間については、申立人の父親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人が所持する 51 年の確定申告書に記載された社会保険料控除額は、申立人が所持する同年の所得税源泉徴収簿に記載された同年 7 月から同年 12 月までの社会保険料控除額と一致していることから、厚生年金保険加入後に給与から控除された厚生年金保険料等が記載されているものと考えられるなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、退職後、区役所で国民健康保険に加入手続をする際に、国民年金も一緒に加入手続をした。退職金で国民年金保険料も納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、退職直後の昭和 61 年 8 月ごろに払い出されており、当該時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であった上、申立期間は 3 か月と短期間である。また、申立人は、申立期間の納付書が送付されてきた際に、近隣の金融機関で、納付書 1 枚分の保険料を退職金の一部で納付したことを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間、58年4月から同年6月までの期間及び62年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで
③ 昭和61年1月から62年1月まで
④ 昭和62年4月から同年12月まで

私達夫婦は、夫が会社を退職した昭和47年に国民年金に加入し、その後は、夫に言われるままに私が二人分の国民年金保険料を3か月ごとに納付書に現金を添えて郵便局で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、いずれも3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間④については、当該期間は9か月と短期間である上、保険料を一緒に納付していたとする夫は、オンライン記録によると、当該期間途中の3か月分が未納とされているものの、前後の期間の自身の保険料は納付済みであり、当該期間を通じて納付済みであったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況を聴取できないため、当時の状況が不明確であること、当該期間について申立人の夫も保険料が未納であること

など、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6600

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、国民年金制度発足当時に国民年金に加入し、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年4月ごろに払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人と手帳記号番号が連番で払い出され、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年6月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から63年7月まで
② 平成3年9月から4年2月まで
③ 平成4年4月から同年6月まで
④ 平成4年8月

私は、実家の呉服店を手伝っていた20歳のときに父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、退職後の平成3年9月からは自分で保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、3か月及び1か月といずれも短期間である上、オンライン記録により、当該期間に挟まれた平成4年7月の保険料を6年8月に過年度納付し、申立期間③直前の4年3月分の保険料を納付日は不明であるものの過年度納付していることが確認でき、それぞれの時点では当該期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間に申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人が所持している父親名義の金融機関の「納税準備預金通帳」には、国民年金保険料の納付として昭和55年5月、同年8月及び同年9月にそれぞれ2か月分の保

険料及び同年 12 月に 1 か月分の保険料の記載が確認できるが、以降に国民年金保険料を目的とした支払の記載は確認できないことから、当該保険料は、満 60 歳到達時の前月の 55 年*月まで保険料の納付記録がある母親の保険料の納付を目的としたものと考えられるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 4 年 10 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した時期を平成 6 年ごろと説明しているが、納付月及び納付場所の記憶は曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間、51年4月から52年3月までの期間、55年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から48年3月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで
④ 昭和55年4月及び同年5月

私の申立期間①の期間の保険料については、昭和53年か54年ごろ、市役所の職員から「過去10年分の保険料を支払える」旨を言われ、保険料を納めたはずである。申立期間②、③及び④の期間の保険料については、送られてきた納付書を持って、近くの金融機関から納めたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ6か月及び12か月と短期間であり、申立期間②より前の期間である、昭和48年4月から49年3月までの期間を50年7月30日に過年度納付していることが確認できるとともに、申立期間③の直前の50年1月から51年3月までの期間は、52年3月及び同年4月に過年度納付していることが確認でき、それぞれの時点で、申立期間②及び③については、過年度納付することが可能な期間である。また、保険料の納付場所及び納付方法に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間④については、2か月と短期間であり、申立期間の直前の保険料は納付済みである。さらに、国民年金の再加入手続時に申立期間の納

付書の作成を依頼したこと、保険料の納付場所及び納付方法に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の直前の期間は第3回特例納付で納付しているが、申立期間の保険料額の申立人の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間、51年4月から52年3月までの期間及び55年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫が金融機関で納付していたはずである。前後の期間が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に国民年金に加入以後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間はそれぞれ 3 か月、合計 9 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。さらに、申立人の保険料を納付していたとする夫の、納付場所、納付方法等に関する記憶は具体的であり、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立期間の前後の期間で住所変更等生活状況に変化はないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 37 年ごろ自宅に来た役所の職員に国民年金の加入を勧奨された。加入手続を行った時に赤い手帳をもらった覚えがあるとともに、保険料を納付したとき集金人から薄い小さな紙をもらった記憶もある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は平成 2 年の国民年金被保険者資格取得日の記録訂正により未納期間を未加入期間に変更された期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 37 年 12 月時点では、過年度納付及び現年度納付することが可能な期間である上、申立期間直後の国民年金保険料は納付済みである。

さらに、申立人の国民年金の加入の契機、加入時期、保険料をさかのぼって納付した時期、納付した期間、納付方法等の記憶が具体的である上、当時の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は区報で国民年金を知り、妻が夫婦二人の加入手続を行い、昭和38年1月に厚生年金保険に加入するまで二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された昭和36年4月時点では、現年度納付することが可能な期間であり、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付方法及び資格喪失手続の時期等の申立人の妻の記憶は具体的である上、当時の納付方法等と合致している。また、納付したとする金額は申立期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めて妻が納付していたはずで、定額保険料だけが納付済みで付加保険料が私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険制度の発足時から 60 歳に達するまで特例納付を含めて国民年金の定額保険料をすべて納付しているとともに、昭和 47 年 5 月に付加保険料の加入手続を行った後は、申立期間を除くすべての国民年金納付済期間について付加保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする妻の定額保険料と一緒に、付加保険料を納付したとする場所や納付方法及び納付書の様式に関する記憶は具体的である上、申立期間の前後で住所変更はなく、生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6611

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月

私の国民年金は夫が加入手続きを行い、夫が納付書にて保険料を納めた。申立期間前後の保険料が納付済みであるのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳を過ぎた平成6年7月に国民年金の任意加入の手続きを行い、65歳到達時まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みである。さらに、申立人の保険料を納付したとする夫の保険料の納付場所、納付方法等の記憶が具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月及び同年3月

私の国民年金については、妻が再加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間の直後の保険料は納付済みとなっている。さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、国民年金の手続を夫婦一緒に行っていることが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含めて保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、友人に加入を勧められ国民年金へ加入してからは、もれなく国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金に任意加入後の期間は国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間はともに 3 か月で、合計 6 か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている。さらに、保険料の納付方法及び納付場所の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 53 年 9 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 53 年 9 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで
④ 昭和 60 年 1 月から平成元年 11 月まで

私の妻は、昭和 53 年ごろ国民年金保険料を納付するよう勧奨されたことから、申立期間①の夫婦二人分の保険料約 8 万円をさかのぼって納付し、申立期間②及び④当時は、夫婦二人分の保険料を納付していた。また、申立期間③当時は、夫婦二人分の保険料の免除申請手続きを行い、保険料を免除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は当該期間の間の国民年金保険料を納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法及び申立人夫婦が当時居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする区の出張所は、現年度保険料の収納を取り扱っている。また、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したとする金額は、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年 7 月時点で、申立人の妻の納付開始月である51年 7 月から53年 3 月までの夫婦二人分の過年度保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している。さらに、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻は、申立期間①の一部及び②の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間④については、申立人の妻が当該期間の保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、免除申請手続きをしたとする申立人の妻及び申立人は、免除申請手続きをした回数、時期、納付を再開した時期等の免除申請手続き等の状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年9月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年12月まで
② 昭和58年4月から59年6月まで
③ 昭和60年1月から平成元年11月まで

私は、昭和53年ごろ国民年金保険料を納付するよう勧奨されたことから、夫婦二人分の保険料約8万円をさかのぼって納付し、申立期間③当時は、夫婦二人分の保険料を納付していた。また、申立期間②当時は、夫婦二人分の保険料の免除申請手続きを行い、保険料を免除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法と合致している。また、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したとする金額は、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月時点で、申立人の納付開始月である51年7月から53年3月までの夫婦二人分の過年度保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請手続きをした回数、

時期、納付を再開した時期等の免除申請手続等の状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私の申立期間の国民年金保険料は、転居先で国民年金の住所変更を行った後に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているなど、納付意識の高さがうかがえる。また、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると申立人は転出及び転入時に国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認できる上、転居先を所轄する社会保険事務所（当時）では、申立期間当時に未納期間の保険料の納付勧奨を行っており、申立人は納付勧奨が来れば必ず保険料を納付していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から50年9月まで

私は、国民年金加入後、区役所で20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付することができると言われ、隣に住む義理の叔母の助言もあったので、後日、納付書を送付してもらい、金融機関で20歳までの保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に国民年金に加入した後に、区役所から20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われこと、隣に住む義理の叔母から助言があったことなど、特例納付をした経緯を鮮明に記憶している。また、申立人に特例納付でさかのぼって保険料を納付することを勧めたとする義理の叔母は、60歳に到達する50年*月に国民年金に加入し、36年4月からの保険料を第2回特例納付ですべて納付している。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年11月時点では、申立人は20歳に到達した42年*月が資格取得月とされており、さかのぼって保険料を特例納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られないことから、申立期間については納付がなされたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち昭和42年1月から45年9月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者とはなり得ない期間であることから、納付記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から50年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から41年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を家族と一緒に納付しており、私も保険料を納付しに行った記憶がある。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年4月に妹と連番で払い出されており、妹の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、同居の母親の申立期間の保険料も納付済みとなっている。また、申立人と同様に結婚するまでの間は両親が保険料を納付していたとする妹は、結婚するまでの間は両親が保険料を納付してくれていたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和36年4月より結婚により資格喪失した41年3月までは強制加入となっており、当該期間が未加入となる理由が見当たらないにもかかわらず、オンライン記録では、再加入した45年10月より前の申立期間を含む期間が、すべてが未加入となっているなど、申立人に係る資格記録の管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年6月まで

私は、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い2年間さかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間のうち、48年10月から49年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年1月時点において過年度保険料として納付することが可能であるほか、申立人が納付したとする保険料約5万円は手帳記号番号が払い出された時点で48年10月から52年3月までの期間を過年度保険料、現年度保険料及び付加保険料を含む前納保険料として納付するために必要となる合計額とおおむね一致する上、保険料の原資を負担していたとする父親に資力があつたと考えられることなどを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち昭和48年5月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から同年 12 月まで

私の母は、国民年金制度が発足した当初に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。私の所持する国民年金手帳には、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付した検認印があるのに、平成 21 年 4 月になって、社会保険庁（当時）から昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの保険料は納付済みと認め、36 年 8 月から同年 12 月までは当時の保険料額で還付すると言われたが、納付できない。申立期間の保険料を納付済みとし、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの検認印が押されており、当該期間の保険料が還付された事実は認められない。また、申立人が所持する国民年金手帳には資格喪失日が 36 年 3 月と記載されているところ、社会保険庁（当時）は、平成 21 年になって、資格喪失日を申立人が婚姻した昭和 36 年 8 月に変更して、婚姻前の期間を納付済みと訂正し、婚姻後の申立期間の保険料については還付するとしているが、申立期間当時の申立人に係る市町村名簿では資格喪失が記録されず、36 年 4 月から同年 12 月までの保険料が納付済みと記録されていることが確認できることから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

申立人の婚姻日を理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険へ加入する昭和 39 年 11 月 1 日まで強制加入被保険者として適用され、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年6月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで
③ 昭和49年7月から同年9月まで

私は、老後のために区役所で国民年金に加入し、結婚前の国民年金保険料は自分で、結婚後の保険料は妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間③については、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みとなっているほか、夫婦の保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料も納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人及び妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年3月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立期間②については、保険料を納付していたとする妻の保険料額等の記憶が曖昧である上、妻の当該期間の保険料も未納となっているなど、申立人及び妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、出張所の臨時の年金相談窓口で国民年金の加入手続を行い、納付できる限りの国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は国民年金に加入した時の状況を具体的に記憶しており、申立期間は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 45 年 5 月時点で過年度納付することが可能な期間である上、申立人が居住していた区では、申立人が主張するとおり、申立期間当時に出張所で臨時の国民年金相談窓口を開設し、その場で過年度納付することが可能であったと説明している。さらに、申立人が加入手続を行うとともに過年度納付をしたとする申立人の夫の保険料が、43 年 9 月の加入時にさかのぼって納付されていることを踏まえると、申立人もさかのぼって保険料を納付していたものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から43年3月まで

私は、昭和41年2月17日に国民年金に加入し、国民年金保険料は、夫婦一緒に納付していたが、43年3月までの納付記録を確認できない。申立期間の保険料を納付した際、年金手帳に押印してもらったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間については、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出され、一緒に国民年金保険料を納付したとする夫は当該期間の自身の保険料が過年度納付済みとなっており、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち昭和41年2月から42年12月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された43年10月ごろの時点では、当該期間のうち41年6月以前の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6640

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から平成元年10月まで

私は、前夫と自身の国民年金保険料を一緒に納付していた。長期間に及ぶ申立期間について、前夫の保険料は納付済みでありながら、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、申立人夫婦に住所の変更はなく、印刷業経営も安定していたとしており、申立人の生活状況に大きな変化はみられなかったこと、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の前夫は、申立期間の保険料が納付済みであり、オンライン記録で納付年月が確認できる平成3年4月から11年8月までの8年間に及ぶ長期間の保険料が、前夫の保険料と同一月に納付されていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6641

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から40年3月まで

私は、父から私の学生期間の国民年金保険料をすべて納付してくれたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年7月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であること、申立人と同様に父親が保険料を納付してくれたとする申立人の兄は、20歳までさかのぼって保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 5 月まで

私は、昭和49年に会社を辞めて結婚した。私自身、老後の年金の重要性を感じていたので、国民年金の任意加入手続をして国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、結婚後の昭和50年1月に申立人が国民年金に任意加入したことにより払い出されており、申立人は、申立期間中の53年3月に他市に転居していることについて、戸籍の附票及び申立人の所持する手帳により当該時期に住民登録及び国民年金の住所変更手続が行われていることが確認でき、当該市から申立期間に係る保険料の納付書が送達されていたと考えられること、申立人は、転入時に1年分の保険料を、その後は3か月分ずつの保険料を市役所又は金融機関で納付していたとしており、申立期間当時の納付状況の説明は具体的であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間直前の昭和51年4月から52年3月までの保険料の納付記録は、平成21年3月に未納から納付済みに訂正されているなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から48年1月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入した際、区役所の職員に、特例納付をすれば、満額の年金が受給できると説明を受け、それまでの未納期間の国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月ごろの時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は特例納付で納付した保険料額の記憶が曖昧である上、申立人は、当該期間の保険料を特例納付で分納し、分納の回数は5回以下で金額は毎回同じくらいだったのではないかと説明しているものの、昭和50年9月、10月及び11月に作成された附則18条納付者リストによれば、当該期間の前の昭和36年度及び37年度の保険料のみを6か月分の納付書4枚で納付していることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6644

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、国民年金加入期間中は、すべて国民年金保険料を納付しており、申立期間については保険料を控除対象額に計上した確定申告書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間を含む昭和 55 年から 57 年の確定申告書の控えを所持しており、当該申告書控えに記載されている国民年金の支払保険料額は当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで

私は、区役所へ国民年金の加入手続きに行き、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。3か月分だけ納付しないということはないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間であること、オンライン記録により、申立人に対して昭和59年11月に過年度納付書が発行されていることが確認でき、その対象期間は申立期間を含む57年10月から58年5月までの期間と考えられること、申立人は、申立期間直前の57年7月から同年9月までの期間及び申立期間直後の58年1月から同年5月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 55 年 6 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 62 年 11 月から平成 3 年 9 月まで

私は、結婚後老後のためにと夫から勧められて国民年金に加入し、昭和 50 年 4 月から夫が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 52 年 1 月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった上、オンライン記録により当該期間直前の 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、国民年金加入時に納付可能な昭和 51 年度分の保険料を現年度納付したと考えられること、また、申立期間②については、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり当該期間は 3 か月と短期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 52 年 4 月から 55 年 6 月までの期間及び申立期間③については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫は当該期間の保険料の納付に関する記憶が不明確であること、申立人の保険料を一緒に納付していたとする夫の 50 年 4 月以降の保険料は前納により納付しているが、申立人には保険料を前納した記録は無く、納付年月が確認

できる申立人の59年4月以降の保険料はほぼ3か月又は1か月毎の納付となっているなど、納付方法に相違があること、また、申立人は、申立期間③当時に店舗と住居を建替えしたと説明しており、61年1月から取引銀行の口座振替により納付されていた夫の保険料が平成元年度は口座引落としされていないことが金融機関の保管する預金取引明細表から確認できることなど、夫が当該期間の申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、結婚前のころまで私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、④及び⑤については、当該期間はいずれも 3 か月又は 6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親は自身の保険料を完納しており、また、昭和 51 年 3 月に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、当時同居していた申立人の兄夫婦は 50 年 4 月以降の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の手帳記号番号の払出時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であること、さらに、兄夫婦

の納付記録も当該期間は未納で、申立人の記録と同様に 50 年 4 月から納付を開始していることなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年8月まで

私は、結婚後、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書も所持している。当時大学生であったが、一度納付した保険料を還付請求した記憶がない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した昭和48年6月11日付け及び同年7月20日付けの領収書を所持しており、また、申立期間の保険料は51年3月に還付されていることが申立人の特殊台帳により確認できる。

申立期間のうち昭和48年5月から同年8月までの期間については、オンライン記録では国民年金の被保険者とされていないが、申立人は国民年金手帳が発行された48年5月に国民年金の加入手続を行ったと考えられることから、当該期間は任意加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

しかしながら、申立期間のうち昭和48年4月については、上記のとおり51年3月に還付処理されていること及び任意加入者は制度上加入時からさかのぼって保険料を納付することはできないことから、記録どおり当該期間の保険料は還付されたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から46年3月まで

私は、国民年金の制度発足時に加入手続を行い、妻が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずである。妻の保険料が納付されているのに私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間を含む昭和39年10月から51年12月までの期間の保険料は53年7月に還付決議が行われたことが還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストにより確認できるが、申立期間は、厚生年金保険に加入していたことが確認できないため国民年金の強制被保険者となる期間であり、保険料が還付される前は納付済み期間となっていたことから納付済期間とすべき期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私は、集金人から「20歳になったので国民年金に加入してください。」と加入勧奨を受けて、加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年9月時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、20 歳のころに市役所から国民年金の加入勧奨があり、市役所で加入手続を行った。国民年金保険料は、市役所及び婦人会による集金人を通じて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 37 年 4 月時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、父に勧められて国民年金に加入し、区役所及び金融機関等で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から47年5月まで

私は、昭和54年ごろ、特例納付実施の勧奨通知を受け取り、区役所で相談をしたところ、区役所職員から「今から国民年金に加入しても60歳までに25年間の受給権を得られないので、不足する年数分を特例納付で納付して下さい。」と言われたため、25年間より少し長い期間になるように納付書を発行してもらい、一括で10数万円の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所職員に教示され、国民年金の受給資格を得るため国民年金保険料の特例納付を行ったと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年3月は第3回特例納付実施期間中であること、当該払出時点で、申立人は、過年度保険料の納付に加えて60歳到達時まで保険料を納付したとしても、国民年金の受給資格期間に20か月分納付月数が不足していたこと、申立人が一括で納付したとする金額は、当該払出時点で納付可能な過年度保険料及び現年度保険料の額に、上記20か月分の特例納付保険料額を加えた金額におおむね一致していること、申立人は、加入手続以降は保険料をすべて納付していること、また、申立人には、申立期間前に厚生年金保険加入期間があるが、この厚生年金保険の被保険者資格喪失日は39年8月1日であり、同月から国民年金の被保険者の資格を取得することとなるが、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている被保険者資格取得日は41年1月31日となっており、当時、申立人に係る厚生年金保険の加入状況が十分把握されていなかったことなどから、申立人は、申立期間のうち、先に

経過した 41 年 1 月から 42 年 8 月までの 20 か月分の保険料を特例納付したものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 47 年 5 月までの期間については、上記のとおり、申立人は、国民年金の受給資格期間を満たすために必要となる月数の保険料を一括納付したものと考えられること、一括納付したとする金額は、当該期間の保険料をも加えた額と大きく相違することなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から 42 年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

私の父は、昭和39年に私の国民年金の加入手続を行い、40年2月に婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年1月時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、同居していたとする申立人の母親は申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私の妻は、昭和43年に、私の国民年金の加入手続を行い、私が54年に再就職するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする金融機関は、当時保険料の収納を取り扱っている上、申立人の妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の妻は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 63 年 4 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付している。また、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区の集金人は、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の月額は、申立期間の保険料額と一致している。さらに、申立期間の前後を通じて申立人の勤務先に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和35年に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は、12か月と短期間である。また、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致している上、当該期間の前後を通じて申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期及び加入場所の記憶が曖昧である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違し、納付したとする郵便局は、保険料の収納を取り扱っていない上、納付したとする保険料の金額は、当該期間当初の保険料額と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年2月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から46年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、婚姻した昭和39年3月ごろに国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っており、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、当該期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの状況及び当該期間の過半の保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年7月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。しかし、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、当該訂正の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年12月9日に係る標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月9日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成17年12月9日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月13日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6293	男		昭和34年生		51万 1,000円
6294	男		昭和44年生		34万 6,000円
6295	女		昭和18年生		12万 円
6296	男		昭和18年生		35万 円
6297	男		昭和18年生		48万 円
6298	男		昭和17年生		12万 円
6299	男		昭和53年生		13万 3,000円
6300	男		昭和23年生		31万 3,000円
6301	男		昭和39年生		31万 円
6302	男		昭和48年生		26万 4,000円
6303	男		昭和28年生		30万 9,000円
6304	男		昭和46年生		27万 8,000円
6305	男		昭和52年生		19万 8,000円
6306	男		昭和49年生		21万 1,000円
6307	男		昭和27年生		34万 1,000円
6308	男		昭和37年生		36万 3,000円
6309	女		昭和51年生		17万 円
6310	女		昭和44年生		5万 円
6311	女		昭和22年生		18万 8,000円
6312	男		昭和34年生		49万 3,000円
6313	男		昭和46年生		24万 6,000円
6314	女		昭和47年生		15万 7,000円
6315	女		昭和37年生		17万 円
6316	男		昭和46年生		22万 2,000円
6317	男		昭和11年生		5万 5,000円
6318	女		昭和31年生		3万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6319	男		昭和26年生		45万 2,000円
6320	男		昭和43年生		36万 3,000円
6321	男		昭和45年生		30万 5,000円
6322	女		昭和20年生		2万 円
6323	男		昭和35年生		2万 5,000円
6324	女		昭和46年生		2万 円
6325	女		昭和42年生		2万 5,000円
6326	女		昭和36年生		2万 5,000円
6327	女		昭和34年生		2万 5,000円
6328	女		昭和40年生		2万 5,000円
6329	女		昭和43年生		2万 円
6330	女		昭和48年生		2万 円
6331	女		昭和48年生		1万 5,000円
6332	女		昭和42年生		2万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社は商業登記簿の登記が行われておらず、さらに、事業主は亡くなっていることから、当時の状況を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月31日から同年8月1日まで

A社本社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間を含めて継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の社員カード（写し）、雇用保険の記録及びB健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和59年8月1日に、A社本社からA労働組合に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和59年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を誤って昭和59年7月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、訂正により24万円とされているところ、当該標準報酬月額は厚生年金保険法75条本文の規定に該当することから、年金の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円と記録されているが、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成18年9月は22万円、同年10月から同年12月までは20万円、19年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月は17万円、同年4月及び同年5月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額に相当する標準報酬月額と異なっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額から、当該保険料に見合う標準報酬月額は、22万円であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、こ

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額の報酬月額から判断して、平成18年9月は22万円、同年10月から同年12月までは20万円、19年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月は17万円、同年4月及び同年5月は20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B本部における資格取得日は昭和26年5月26日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、昭和26年4月30日から同年5月26日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本部における資格取得日に係る記録を26年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に転居を伴う異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された在籍期間証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和26年5月26日から同年10月1日までの期間については、A社B本部に係る被保険者名簿に、申立人と生年月日が1日相違するが同姓同名であって、被保険者期間が昭和26年5月26日から同年11月2日までと、申立期間の一部と重複する被保険者記録が存在していることが確認できるが、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されていない。

また、当時の同僚は、A社B本部には申立人と同姓同名の者はいなかった

と供述していることから、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から8,000円とすることが妥当である。

- 2 他方、申立期間のうち、昭和26年4月30日から同年5月26日までの期間については、前述の在籍期間証明書及び事業主の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和26年4月30日に同社C本部から同社B本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述において統合される昭和26年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係るA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和26年4月30日に訂正し、また、申立期間②に係るA社C支社の資格取得日に係る記録を28年5月19日に訂正し、それぞれの申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月30日から同年6月1日まで
② 昭和28年5月19日から同年8月22日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に転居を伴う異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書、回答書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和26年4月30日に同社D本部から同社B支社、28年5月19日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、昭和26年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、申立期間②については、28年8月の社会保険事務所の記録からそれぞれ8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから両期間とも不明としており、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月21日から42年1月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和41年12月21日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和45年7月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和20年10月20日から同年11月1日までの期間及び39年4月28日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を20年11月1日に、C社（現在は、B社）D支店における資格喪失日に係る記録を39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、20年10月は80円、39年4月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月20日から同年11月1日まで
② 昭和39年4月28日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及び同社を商号変更したC社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間に本店支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社が保管する従業員に係る名簿等に基づく回答書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、また、申立期間②については、上記に加え、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人が、同社を商号変更したC社に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和20年9月の社会保険事務所（当時）の記録から80円とし、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び39年3月の社会保険事務所の記録か

ら3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和25年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月27日から同年11月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本店支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和25年11月10日に同社本店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所（当時）の記録では、A社C支店は昭和25年11月10日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人の被保険者記録については同日まで異動前の同社本店において引き続き有するとすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明

としているが、上記「職歴証明書」には、申立人が、昭和 25 年 9 月 27 日に A 社 C 支店開設準備室に異動、同年 11 月 10 日に同社 C 支店に異動した旨の記載があり、これらの異動日は、社会保険事務所（当時）では知り得ない人事上の日付であることから、申立人の同社本店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年9月17日、資格喪失日に係る記録を23年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月17日から23年4月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書等から判断すると、申立人が申立期間までA社に継続して勤務し（昭和22年9月17日に同社本店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録

しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 9 月から 23 年 3 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和25年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月27日から同年11月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった転勤辞令、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和25年11月10日に同社本店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所（当時）の記録では、A社C支店は昭和25年11月10日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人の被保険者記録については同日まで異動前の同社本店において引き続き有するとすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明

としているが、上記転勤辞令には、申立人が、昭和 25 年 9 月 27 日に A 社 C 支店開設準備室に異動、同年 11 月 10 日に同社 C 支店に異動した旨の記載があり、これらの異動日は、社会保険事務所（当時）では知り得ない人事上の日付であることから、申立人の同社本店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和23年5月27日から同年6月1日までの期間、25年5月20日から同年6月1日までの期間及び34年8月14日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を23年5月27日に、C社（現在は、B社）D支店における資格取得日に係る記録を25年5月20日に、同社E支店における資格取得日に係る記録を34年8月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、23年5月は600円、25年5月は8,000円、34年8月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月27日から同年6月1日まで
② 昭和25年5月20日から同年6月1日まで
③ 昭和34年8月14日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及び同社を商号変更したC社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書等から判断すると、申立人がA社及び同社を商号変更したC社に継続して勤務し、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 23 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から 600 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、25 年 6 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とし、申立期間③の標準報酬月額については、34 年 9 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案6347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成7年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月29日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。社内での異動はあったものの、申立期間についても同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出のあった人事台帳等及び回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(平成7年6月29日に同社本店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことを認めていることから、事業主は社会保険事務所(当時)の記録どおりに被保険者資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案6348

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成5年9月27日、資格喪失日は同年12月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月27日から同年12月24日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が取消処理されていることが分かったので、申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録においては、当初、申立人は平成5年9月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、6年1月31日に被保険者資格を喪失した旨記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月1日)の後の同年4月27日に、さかのぼって当該記録が取り消されていることが確認できる。

また、A社では、申立人と同様に、平成6年4月27日付けで、さかのぼって厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る記録が取り消されている者が12名確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、かかる処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものであるとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日については、訂正前のオンライン記録から平成5年9月27日に、資格喪失日については、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年12月24日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所(当時)に届け出た記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月22日から38年5月1日まで
② 昭和38年2月12日から39年5月1日まで

60歳になって厚生年金保険の請求手続をする際に、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間に係る最終事業所の女性被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者については、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無く、当該名簿に「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1,246円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、C事業団（現在は、独立行政法人D）に勤務し、同事業団が経営するA事業所からE事業所（現在はF事業所）に人事異動発令された時期であり、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、独立行政法人DのB事業所が保管するC事業団A事業所に係る厚生年金登録覚書（従業員厚生年金保険加入履歴の事業所控）及び同法人本部から提出された人事記録に関する台帳の写しから、申立人は、申立期間において、C事業団に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同事業団A事業所から同事業団E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していたと文書回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事

務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から52年9月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から52年9月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、勤務先を退職した昭和50年2月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当時居住していた区の出張所で、3か月ごとに納付書により納付していた。また、まとめて保険料を納付したことも記憶している。退職後の50年2月からの保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人から当時の加入状況及び納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるとともに、結婚した後の申立期間②については、夫も保険料が未納である上、申立人には、申立期間以外にも未納期間が散見されるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年9月までの期間及び53年9月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年9月まで
② 昭和53年9月から55年1月まで

私の国民年金は、夫が市役所支所で夫婦二人の加入手続を行い、加入以降も、夫が国民年金の諸手続をすべて行ってくれていた。国民年金保険料も、夫が夫婦二人分を一緒に市役所支所や郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金に関する諸手続及び保険料の納付に関与しておらず、各種手続及び保険料を納付していたとする夫は、加入時期等の加入状況、資格得喪手続等の諸手続をした時期、場所等の諸状況及び保険料の納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が第3号被保険者としての資格を取得した時期の昭和61年7月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成7年3月の社会保険庁（当時）の記録整備によって、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その記録整備の時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私の亡き夫は、昭和47年3月に勤務先を退職した後、国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納めていたと思う。夫は、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付もしてくれていた。私は、58年に自身の資格喪失手続きをしたこと以外は、国民年金の諸手続及び保険料の納付手続等について、自身の分も含めて全く分からないが、夫の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和47年4月ごろに払い出されていることが確認できるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人から当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を聴取することはできず、申立人の妻は、自身の国民年金も含めて、加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の状況が不明確である上、申立期間の保険料については妻も未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から55年9月まで

私は、隣人から勧められ、昭和53年9月ごろに区役所出張所で国民年金の任意加入手続を行うとともに、付加保険料の納付も申出し、同月から付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料を含めた保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金に任意加入した時期等に関する記憶が不明確であり、ほかに申立期間の付加保険料を含めた保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳、申立人の年度別納付状況リスト及びオンライン記録によると、申立人は、昭和55年10月23日に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号は同月ころに払い出されていることが確認でき、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、上記の年度別納付状況リストによると、申立人は、任意加入した昭和55年10月に、付加保険料の納付申出を行っていることが確認でき、付加保険料は、そのみを納付することはできない上、過年度納付することもできない。

加えて、上記の手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの期間及び3年10月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成2年3月まで
② 平成3年10月から4年3月まで

私は、正確な時期は覚えていないが、昭和63年から平成3年までの間に父が用意してくれた18万円で国民年金保険料を郵便局でさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料を納付したとする時期に関する記憶が曖昧である上、保険料を用意したとする父親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、母親の一年祭又は三年祭の霊祭の際に、父親が保険料を用意してくれたと説明しているが、母親の一年祭及び三年祭が行われたのは申立期間①より前の昭和60年及び61年であるなど納付時期が不自然であり、また、当該時点でさかのぼって納付することができる期間の保険料額は申立人が納付したとする額と大幅に相違する。

さらに、申立人は、まとめて保険料を納付した後は、毎月納付していたと説明しているが、申立期間②後も保険料の未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から52年10月まで

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていたはずであり、婚姻後は自分で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び婚姻前の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、婚姻後の申立期間の保険料額についての記憶が曖昧であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する年金手帳により、申立人の手帳記号番号は、申立期間直後の昭和52年11月に任意加入したことにより同年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶が無いとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から51年12月まで

私は、友人に勧められて国民年金に加入し、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料を分割納付し、その後も保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、分割してさかのぼって納付したとする保険料の総額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和54年4月に払い出され、39年3月から申立期間直前までの期間の保険料を分割して特例納付し、申立期間直後の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、当該払出時点で、厚生年金保険の被保険者期間を除き、申立人が厚生年金保険の被保険者の配偶者であった合算対象期間を含め、特例納付等をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられること、申立人の夫の手帳記号番号は第2回特例納付実施期間中の45年4月ごろに払い出され、39年3月から40年12月までの保険料を特例納付し、厚生年金保険の被保険者期間及び60歳までの納付済み期間を合わせて通算老齢年金の受給資格期間を満たしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年3月まで

私は、昭和59年6月ごろ金融機関で口座振替による国民年金保険料の納付手続きを行い、夫の赴任に伴い海外で居住していた間も申立期間の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、海外に転居したとする昭和59年8月に被保険者資格を喪失したと記載されており、申立期間当時、被保険者資格を再取得したことを示す記載はない。さらに、海外に居住する者は、申立期間当時国民年金の適用を除外されており、制度上保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年5月まで

私たち夫婦は、昭和36年に国民年金の加入手続をし、当初は当時居住していた地区の町会長に国民年金保険料を納付し、その後は、納付書により郵便局で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人夫婦が保険料を納付したとする地区の町会長に当時の状況を聴くことができないため、当時の状況が不明確である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間当時居住していた市及び区の納付方法と相違するなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年5月まで

私たち夫婦は、昭和36年に国民年金の加入手続をし、当初は当時居住していた地区の町会長に国民年金保険料を納付し、その後は、納付書により郵便局で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、保険料の納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人夫婦が保険料を納付したとする地区の町会長に当時の状況を聴くことができないため、当時の状況が不明確である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間当時居住していた市及び区の納付方法と相違するなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は、昭和52年の春に、市役所で、国民年金の加入手続きを行い、昭和52年度の国民年金保険料を納付するとともに、申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする市役所は、過年度保険料の収納を取り扱っていなかったとともに、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年4月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年12月までの期間及び42年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年12月まで
② 昭和42年4月から同年9月まで

私は、国民年金制度が発足したころ、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を区の集金人に納付していた。夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年5月時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から53年3月まで

私は、昭和48年9月ごろ、市役所で国民年金の加入手続きを行い、同年10月に転居した先の町役場で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する申立期間直前の昭和48年9月に発行された国民年金手帳には、同年同月に国民年金の資格を取得し、申立期間当初の同年10月に資格を喪失し、申立期間より後の53年4月に任意加入により資格を再取得したと記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年1月までの期間、51年3月及び同年4月、53年5月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年1月まで
② 昭和51年3月及び同年4月
③ 昭和53年5月から54年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和48年10月ごろに国民年金の加入手続を、再就職した会社を退職した51年3月ごろに国民年金の再加入手続を行い、3回目に就職した会社を53年5月に退職した後は、両親が国民年金の再加入手続をしてくれた。私の母は、申立期間の国民年金保険料の大部分を納付してくれていた。申立期間①及び②当時は私が保険料を納付したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付回数、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付していたとされる申立人の母親及び父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年1月時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から40年1月まで

私は、昭和36年ごろに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの時期及び保険料の納付方法、納付場所の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

私は、結婚した昭和40年5月に、自宅に来た区の職員に国民年金の加入を勧められ、夫婦二人の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から同年9月までの期間及び40年2月から46年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から同年9月まで
② 昭和40年2月から46年12月まで

私は、会社を退職した昭和38年5月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区において申立期間の大半で実施されていた納付方法と相違する。また、申立期間②については、当時婚姻していた申立人の夫は、離婚後の当該期間より後に当該期間のうち厚生年金保険に加入していない期間の保険料を特例納付しており、当時は当該期間の一部の保険料が未納であったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年2月時点では、申立期間①及び申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6597

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から42年6月まで

私の母は、昭和37年8月に、私の国民年金の加入手続を行い、私が41年9月に結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。その後は私が保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の事情を聴くことができず、申立人は、保険料の納付場所等の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から15年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から15年4月まで

私は、母子家庭であったこともあり、平成13年1月に仕事を辞めた際、すぐに国民年金保険料の全額免除を申請したはずである。申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間の免除申請の^{あいまい}手続に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、申立人が平成13年1月21日に厚生年金保険の資格を喪失した後、社会保険事務所（当時）から申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、申立期間中の14年8月27日時点でも加入勧奨の対象者とされ、加入手続が行われていなかったことが確認できるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私は、昭和42年4月に転居した際、区役所の窓口で夫の分と一緒に国民年金の加入手続きをし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年1月時点は第2回特例納付実施期間であったものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から45年3月まで

私は、結婚したころに、国民年金に夫婦一緒に加入し、国民年金保険料を納付してきた。厚生年金保険適用事業所を退職した後の昭和56年ごろに、未納分の保険料を一括して納付するようと言われ、80数万円を1年間で分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付時期及び納付手続等納付状況の記憶が曖昧である。また、申立人が納付したとする金額は、第3回特例納付（実施期間：昭和53年7月から55年6月まで）により夫婦の未納期間の保険料を納付した場合の保険料額に近いものの、申立人がさかのぼって保険料を一括納付したとする昭和56年は、特例納付の実施期間ではなく、申立人及びその妻は、保険料の納付記録が確認できる45年4月以降60歳まで保険料を納付し続けた場合、それぞれ老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことが可能であり、受給資格期間を満たすために特例納付しなければならない状況ではなかったなど、申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和45年6月ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人と妻が婚姻時に居住していた区で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から49年2月まで

私は、昭和40年に国民年金に加入し、区の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続及び保険料の納付時期、納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する昭和40年7月30日発行の国民年金手帳の40年度から45年度の納付記録欄には、保険料を納付した際に貼付することとされていた印紙及び区の集金人が押すこととされていた検認印がない上、申立人は、申立期間当時、32年に死亡した夫の遺族共済年金を受給していたと説明しており、申立人が国民年金に任意加入した申立期間直後の49年3月時点では、制度上、申立期間の保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6614

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年9月まで

私は、それまで勤めていた大学の研究室を退職し実家に戻った際、国民健康保険と一緒に国民年金にも加入した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付の時期、納付方法、納付金額等の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年3月まで
私の国民年金は、もともと官僚であり申立期間当時は外郭団体に勤務していた父が、加入手続及び保険料の納付をした。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄弟も申立期間の保険料は未納であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人が国民年金に加入していたこと及び国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私は、昭和34年3月から商店に住み込みで働いていたが、国民年金制度ができた昭和36年4月から「国民年金の保険料を給与から差し引く」と店主に言われた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していた商店の店主が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の店主が国民年金の加入手続を行ったとする時期や申立期間の国民年金手帳の記憶は曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとされる店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、店主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年2月ごろは、第2回特例納付実施期間であるが、申立期間は未加入期間とされていたため保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間当時、申立人と一緒に住み込みで働いていた同僚達も国民年金手帳記号番号の払い出しは無く、申立期間は未加入期間と記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6617

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私は、昭和44年3月に会社を退職してすぐ国民年金に任意で加入し、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金への加入時期、保険料の納付方法、保険料額等に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。

また、オンラインの記録上、申立人は昭和46年4月に国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号は46年6月に払い出されていることが払出簿により確認でき、当該時点では制度上さかのぼって保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年2月まで

私は、経済的事情から国民年金保険料の免除申請手続きを行い、申立期間の保険料を免除された。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立人の夫が申立期間より前の昭和41年8月まで厚生年金保険被保険者であり、同被保険者資格を喪失した同年9月時点で老齢厚生年金の受給資格を満たしていることから、制度上、国民年金の強制加入被保険者ではないため、申立期間の保険料の免除を受けることができない。また、申立人が所持する国民年金手帳、保険料免除申請承認通知書及び保険料納付記録通知書によると、申立人は、57年9月から59年8月までの間に、国民年金の強制加入被保険者として申立期間の保険料を免除されたが、社会保険庁（当時）の記録では、60年4月に、強制加入被保険者資格を抹消され、それまで35年10月1日に強制加入とされていた申立人の加入資格記録が40年4月1日に任意加入と訂正されたことが確認できる。この時点で、申立人は、申立期間の保険料の免除が取り消されたものと考えられ、このことは、その後の60年5月4日現在の状況を申立人に通知した「国民年金保険料納付記録通知」に、59年4月から60年2月までの期間が国民年金に未加入と記載されていることから裏付けられる。このため、申立人は、行政側において申立人の夫の老齢厚生年金受給資格の取得状況を十分把握せずに申立期間の保険料を免除したため、国民年金への任意加入及び保険料の納付の機会を失したという事情は認められるものの、当該保険料の免除が取り消されたことを疑わせる事情が見当たらず、申立

期間の資格記録等に不合理な点は認められないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6621

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

私は、国民年金の加入手続をし、昭和50年6月から52年10月までの間に2回か3回に分けて、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金に加入した時期及び保険料の納付時期、納付回数、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年11月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。また、8年4月の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月
② 平成8年4月

私は、制度発足当初から60歳になるまで国民年金保険料を納付するとともに、昭和46年12月からは、付加保険料を含めて納付してきた。申立期間①の付加保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①の国民年金保険料については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、オンライン記録では、当該期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では制度上付加保険料を納付できないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人は、区から保険料を納付しなくても年金額が変わらないと教示されたため、平成8年*月分の保険料を納付しなかったと説明しているところ、申立人は当該期間直前の8年3月までに納付済みとされている420か月分の保険料に加えて、当該期間の保険料を納付しても年金額は同じであること、8年*月は60歳到達により国民年金加入期間ではないことから、区は、当該期間の保険料を納付しなくても年金額が変わらない旨を教示したとするのが自然であるなど、申立

人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。また、8年4月の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6623

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和44年に、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を区の集金人にまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の国民年金印紙検認記録欄には、保険料を納付した際に区の集金人が押すこととされていた検認印が無い。また、申立人が保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年7月まで

私の父又は兄は、私が昭和45年3月に会社を退職後、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び兄が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父親及び兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親及び兄が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立期間当時国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の父親及び兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から50年12月まで
私は、昭和51年ごろ、国民年金の加入手続をし、区の集金人に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料をさかのぼって納付したとする区の集金人は、過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年1月に国民年金に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月

私は、昭和61年9月24日に会社を退職し、翌月1日に別の会社に就職した時に、区役所で厚生年金保険の空白期間が6日でも国民年金に加入する必要があると聞き、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。私だけ申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人の妻が所持する家計簿には、昭和62年1月に区民税及び保険料を納付した旨記載されているものの、保険料の納付額の内訳が明記されていないため、納付済みとされている申立人の妻の保険料に係る記載とも考えられ、申立人の申立期間に係る保険料を納付したものと推認することが難しいなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、当時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した15年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6634

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から44年12月まで

私は、結婚を機に昭和37年5月ごろ市役所で国民年金に加入して、集金人に保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金に加入した時期、保険料の納付方法、保険料額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和45年1月の任意加入を契機に払い出されており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年9月まで

私は、昭和53年ごろ国民年金に再加入したが、仕事が忙しかったので、母に依頼して国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が原資を用意し、保険料の納付を依頼していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、区役所が保管する被保険者名簿によると、申立人は昭和53年9月に国民年金に再加入したことが確認できるが、さかのぼって納付した期間、納付した保険料額等の記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私の国民年金は、両親が加入手続きを行い、国民年金保険料は、両親、兄弟とともに両親が納付してくれていたはずである、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、両親が保険料の収受を委託した事務組合に申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、当該事務組合が保険料の収受を開始したのは申立期間後の昭和42年4月からであるほか、一緒に保険料を納付していたとする二人の弟及び妹は同年3月以前の保険料が未納であるとともに、同年6月に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている両親は、当該時点において60歳到達時まで保険料を納付しても老齢年金の受給資格を得ることができないために、さかのぼって払出以前の期間の保険料を納付したものと考えられるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和42年6月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6637

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年12月まで

私は、昭和53年3月に結婚したのを機に、老後のことを考えて国民年金に加入し、区役所や金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。また、申立人が居住する区役所の被保険者氏名索引簿によると、申立人が昭和58年3月に再加入手続を行ったことが確認できるとともに、転居前の区の転入者台帳整理カードにおいても、58年4月に転出処理がされていることが確認でき、再加入時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立人は53年1月に会社を辞め、転居した際に国民年金の再加入及び転居手続を行った記憶は無いと供述しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6638

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年5月まで

私は、転居と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年8月に厚生年金保険を資格喪失した夫と連番で払い出されており、夫とともに同年6月から適用されたものと認められる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年12月までの期間、54年3月、同年7月、55年3月から同年6月までの期間、56年8月から57年11月までの期間、58年5月及び同年9月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から同年12月まで
② 昭和54年3月
③ 昭和54年7月
④ 昭和55年3月から同年6月まで
⑤ 昭和56年8月から57年11月まで
⑥ 昭和58年5月
⑦ 昭和58年9月から59年2月まで

私は、母から昭和53年3月ごろに国民年金の加入を勧められ、自身で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人は、加入手続後、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、申立期間当時申立人が居住していた区では、昭和46年4月から納付書制度が実施されており、納付書制度実施後は、集金人による保険料の収納は行っていないことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳の記号番号の記載が無く、また、申立期間当時の居住地の所轄社会保険事務所(当時)において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録も無いなど、手帳記号番号が払い出

されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで

私は、会社を退職する度に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当時の国民年金被保険者資格得喪手続き及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、申立期間の国民年金被保険者資格得喪記録は、平成9年7月に記録整備されていることから、申立期間当時は資格得喪手続きを行っていなかったものと推察されるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年9月までの期間、3年11月から4年8月までの期間、4年10月及び5年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から同年9月まで
② 平成3年11月から4年8月まで
③ 平成4年10月
④ 平成5年1月から同年10月まで

私は、平成5年ごろ、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料未納の連絡を受け、夫が保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び夫は、申立人の国民年金の加入手続、申立期間の保険料額、納付状況等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年10月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する手帳以外に別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料の還付・充当に係る記録については、訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年3月まで

私は、平成6年5月に区役所で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料の還付金が発生していることについて何も説明を受けなかった。当該還付通知書及び還付請求書用紙を受け取った覚えもないので、2年の時効は成立しないのではないかと。申立期間の保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものの、当該期間は厚生年金保険に加入していたため、6年5月25日に過誤納金が発生し、この時点において未納となっていた6年3月分の保険料に過誤納金の一部を充当し、差額については還付する決議が行われたことがオンライン記録で確認できるが、当該オンライン記録における還付請求者記録欄は空欄となっていることから、申立人から還付請求がなされなかったものと考えられる。還付請求権は被保険者が還付の通知を受け取った日の翌日から起算して2年が経過したときは時効により消滅することとなっており、社会保険事務所（当時）では、上記の還付決議が行われた後、国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書及び国民年金保険料還付請求書用紙を申立人に送付したと考えられ、オンライン記録で確認できる申立人の18年9月以前の住所は、住民票及び申立書で確認できる申立期間当時の住所と一致することから、郵便送達のトラブルは考え難く、申立人に係る還付事務処理の不備を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料の還付・充当に係る記録については、訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から51年10月までの期間及び51年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から51年10月まで
② 昭和51年11月から54年3月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、私の夫が結婚直後に一括で納付してくれ、申立期間②の保険料は、夫の会社が給与から天引きして納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫は当該期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等の記憶が不明確である上、夫が当該期間の保険料を一括納付したとする結婚直後の昭和51年11月から52年までの時期は特例納付の実施期間外であるなど、夫が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の夫は給与から申立人の保険料が天引きされていた状況に関する記憶が不明確であり、夫が勤務していた会社では、社員の給与から被扶養者に係る国民年金保険料を徴収することは考えられないと説明していることなど、夫が勤務していた会社が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したいたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年2月までの期間及び43年7月から44年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から42年2月まで
② 昭和43年7月から44年8月まで

私は昭和40年当初に会社を設立した時、顧問の社会保険労務士から厚生年金保険に加入するよう勧められた記憶があるので、厚生年金保険以外の期間である申立期間は国民年金に加入していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料の額及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立人に厚生年金保険への加入を勧めたとする社会保険労務士から当時の加入手続及び納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録もない上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6660

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年3月まで

私は、友人に勧められて国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は、厚生年金保険加入期間中の納付であり、社会保険事務所（当時）からは還付済みと回答されたが、還付金を受領した記憶は無い。申立期間の保険料が付加保険料も含めて還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書及び口座振替済通知書により、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、所轄社会保険事務所（当時）で保管されている「還付・充当・死亡一時金等リスト」には申立期間の保険料についての還付金額、還付期間、還付事由及び還付決定日が、「還付整理簿」には上記事項のほか支払日等が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年11月まで

私の母は、私が毎月預けたお金に不足分を足して、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明確である上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について母親から聞いた記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年11月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月、44年9月から45年1月まで及び45年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月
② 昭和44年9月から45年1月まで
③ 昭和45年2月

私は、昨年送付されてきた「ねんきん特別便」を見たが、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年1月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間②については、申立人の妻が厚生年金保険に加入していた期間であり、当該期間は任意加入適用期間となるため、制度上保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において別の手帳記号番号が払い出された記録もないことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私の雇用主は、私の国民年金の加入手続きを行い、織物工場に住み込みで働いていた間、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる雇用主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿では、申立期間直後の昭和39年7月から41年3月までの保険料を同年9月に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、36年3月に申立人の母親及び兄と連番で払い出されており、その前後に雇用主の手帳記号番号が見当たらないことから、雇用主とは別の者が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと考えられるなど、申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間、54年1月から同年3月までの期間、54年10月から55年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間、56年7月から57年3月までの期間、57年5月から58年3月までの期間、60年6月から60年9月までの期間、60年11月、同年12月、平成元年1月から同年3月までの期間、4年7月から同年9月までの期間及び5年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和54年10月から55年3月まで
④ 昭和55年10月から56年3月まで
⑤ 昭和56年7月から57年3月まで
⑥ 昭和57年5月から58年3月まで
⑦ 昭和60年6月から同年9月まで
⑧ 昭和60年11月及び同年12月
⑨ 平成元年1月から同年3月まで
⑩ 平成4年7月から同年9月まで
⑪ 平成5年1月から同年3月まで

私の妻は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付時期、納付額の記憶が曖昧である。また、申立人の妻は、申立期間①から⑦の保険料が未納となっている。さらに、申立期

間は、昭和 52 年 4 月から平成 5 年 3 月までの 192 か月の間に 11 回に及び、行政側において、これだけの回数の事務処理を誤ることも考えにくいなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6670

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年から60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金加入手続の時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違しており、保険料を納付したとする郵便局は、保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

私の夫は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻した昭和38年10月ごろに保険料をさかのぼって納付したと主張するものの、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年3月時点では、保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年3月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の母は、昭和36年に区の集金人に勧められて、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の母は、昭和36年に区の集金人に勧められて、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6674 (事案 3971 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を業種組合支部に組合費と一緒に納付していたはずである。昭和41年に妻の国民年金への加入手続に行ったときに区の職員から私の分の保険料に未納期間があることを指摘され、帰宅して母から組合に確認してもらったところ、「間違いは、改めます」と組合から返事もらったので、保険料は納付されているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明確である上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、昭和49年以降に加入手続を行い、それまでの保険料を特例納付した記録が確認できるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことや、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人及び申立人の弟は、新たに申立人の母親が当時、申立人の弟の国民年金保険料も納付していたことを主張するが、これは委員会の当初の決定を変更

すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の49年4月から平成5年9月までの期間及び6年3月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和49年4月から平成5年9月まで
③ 平成6年3月から9年8月まで

私は、昭和49年4月から60歳になるまで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。また、60歳を超えてからも、平成6年3月には、国民年金の任意加入手続をして、9年8月まで付加保険料を含めて保険料を納付していた。さらに、5年9月には、付加保険料を含めて昭和36年度から39年度までの保険料をさかのぼって納付した。申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料をさかのぼって納付したとする平成5年9月時点では、時効により当該期間の保険料を納付することができない上、申立人は、当該期間の保険料を付加保険料も含めて納付したと主張しているものの、当該期間は制度上付加保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間②及び③の国民年金保険料については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、当該期間の大部分の保険料を納付したとする社会保険事務所(当時)では、付加保険料の収納を取り扱

っていない上、制度上付加保険料は過年度納付することができないところ、オンライン記録では、申立人が申立期間③の一部の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、49年4月から平成5年9月までの期間及び6年3月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
A 保育園に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同保育園に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 保育園を管理している B 区役所から提出された「昭和 59 年度アルバイト管理ノート」から、申立人は昭和 59 年 4 月 2 日から同年 5 月 12 日まで、アルバイト職員として A 保育園に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 区役所人事課担当者は、現在アルバイトとして雇用した者については社会保険に加入させない取扱いとしていること、また、申立人が「昭和 59 年度アルバイト管理ノート」において 1 年未満の雇用期間である「代替アルバイト」と記載されていること、さらには「(健康保険) 適用除外申請書」にチェックが付されていることなどから判断して、申立期間には、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと供述している。

また、申立人は、A 保育園に 1 年契約で勤務し、保育士補助のアルバイトをしていたと自ら供述しているところ、上述のアルバイト管理ノートには、申立人は契約期間の欄に 3 か月と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に B 区役所に採用された同僚 6 名に照会したが、回答のあった 3 名は、申立人を記憶しておらず、また、申立人は、同時期に A 保育園に異動してきた同僚の氏名を明確に記憶していないことから、それらの者に申立期間当時の状況を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に相当する標準報酬月額と相違している。同社では、社会保険の事務手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る給料明細書により、申立人は当該期間において、オンライン記録による申立人の標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できるものの、申立人から提出された上記給料明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、A社から提出された申立期間の申立人に係る給与台帳においても、上記給料明細書の保険料控除額及び給与額と一致していることが確認できる。

これらのことから、A社は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、申立人の給与から控除していたものと認められる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する厚生年金保険料を、事業主より給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案6340

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年6月15日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間当時は同社の取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年6月15日)と同日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって53万円から13万4,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿により、申立期間に係る標準報酬月額の記録が処理された当時、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「代表取締役は平成7年6月ごろから消息不明となっていた。そのため、自分は経理担当ではなかったが、A社の取締役として、社会保険事務所(当時)からの指導を受けて、同社の社会保険料の滞納の責任をとり、申立期間について、自らの標準報酬月額の減額処理に同意した。」と供述している。

さらに、A社の関係者は、「申立人は営業部長であったが、社会保険関係事務を含む経営全般について決定権があり、実質的な経営者であった。」と供述している。

加えて、当時の代表取締役は所在不明で連絡が取れず、当時の状況について確認することができない。

これらのことから、申立人は、A社において実質的な代表者であったことが

うかがわれ、同社の代表取締役と同等の立場で自らの標準報酬月額の減額処理に関与し、同意していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に職務上同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案6349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年6月1日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てているところ、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日は、オンライン記録どおりであることが確認でき、同社では、当該届出を行ったことを認めている。

そして、A社では、オンライン記録どおりの上述の届出を行っているので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと回答しているほか、複数の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除がうかがえる供述を得ることはできなかった。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が健康保険証を返納した旨の記載があるほか、当該被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月15日から同年7月6日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成4年5月15日から8年3月31日までA事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA事業所に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録、同社から提出のあった在籍証明書並びに同社及び申立期間当時の社会保険事務担当者の供述から、申立人は、申立期間についても同事業所に臨時社員として在籍しており、当該期間については、同事業所からB事業所が管理する施設に派遣されていたことが確認できる。

しかし、上述のA事業所及び社会保険事務担当者は、「当時、臨時社員については、その者の労働時間が正規職員に係る労働時間の4分の3(週30時間)以上なければ、厚生年金保険の加入手続を行わない取扱いだった」と供述しているところ、派遣先の施設を管理するB事業所では、「申立人が担当していた業務に係る労働時間は、週15時間が原則であり、その時間を超えた勤務が常態化していたとは考えられない」と供述している。

また、申立人から提出された預金通帳の写しから、A事業所から申立人の申立期間に係る給与として振り込まれた金額についても検証したが、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月28日から44年4月21日まで
平成20年7月に社会保険事務所(当時)で自分の年金記録を調べてもらったときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、申立てに係る事業所の前に勤務していた事業所の退職時に、脱退手当金の請求手続きを行い、脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立てに係る事業所の退職時に請求手続きを行った記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間前に受給したと主張しているところ、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間の脱退手当金は、申立期間とそれ以前の期間をその計算の基礎として、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和44年10月7日に支給決定されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案6353

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から29年10月13日まで
平成20年12月ごろ、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年10月13日の前後2年以内に資格喪失した者21名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年前後に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることに加え、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえ、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付記録欄に、脱退手当金の支給記録が確認でき、脱退手当金の請求がされたことがうかがえるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和30年5月9日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から36年9月16日まで
平成21年7月ごろ、社会保険事務所(当時)に自分の年金記録について問い合わせをした際、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る事業所を退職後すぐに転職した事業所を退職する際には、共済組合の退職一時金をもらったことに間違いはないが、申立期間に係る事業所を退職する際に、脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年9月16日の前後2年以内に資格喪失した者29名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、23名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち21名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年12月20日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から11年11月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成10年10月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社の関連会社であるB社において、平成10年10月1日に被保険者資格を取得し、11年10月31日に離職していることが確認できる上、両社の社会保険担当者は、「申立人は、申立期間において、B社で勤務していた」旨供述しており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められない。

また、A社の代表者から提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が平成10年11月1日に資格喪失したことが確認できる上、同社の社会保険担当者は、「申立人から、在職中の老齢厚生年金の支給停止を解除するために厚生年金保険の被保険者資格をなくしてほしいとの申出を受けて、資格喪失届を提出し、その後は、保険料控除はしていない」旨供述しており、申立人が同社において申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、国民健康保険の加入記録から、申立人は、平成10年11月1日に被保険者資格を取得し、現在まで継続加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月から28年6月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和26年11月から28年6月まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社の当時の代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険への加入の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、いずれの従業員も申立人が同社に勤務していた記憶が無く、申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料を控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した記録を確認できない上、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所(当時)の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の「私が同社に入社した昭和 32 年 3 月 15 日ごろには、先輩社員として申立人が在籍していた」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、少なくとも同年 3 月以降に申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は、同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 32 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の過半は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者は既に死亡している上、現在、同社には当時の事情を知る者がいないため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

さらに、A社に昭和 32 年 8 月 19 日に入社したとされる経理担当者は、社会保険事務所(当時)の記録から、同社における厚生年金保険の被保険者資格

の取得日が同年12月1日であることが確認できるが、これについて、同担当者は、「会社に請求して厚生年金保険に加入させてもらった。それ以前は厚生年金保険料が給与から控除されることはなかった」旨供述しており、同社では、当時、すべての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていない取扱いがあったことがうかがえる。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者番号払出簿から、申立人の被保険者番号の払出日は、昭和32年8月19日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 30 日から 40 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 38 年 11 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和 38 年 11 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39 年 8 月 30 日に資格を喪失後、40 年 10 月 1 日に同社で再度資格を取得しており、39 年 8 月 30 日から 40 年 10 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

一方、A社の元従業員の「私が勤務を開始した昭和 40 年 2 月よりかなり遅れて申立人が同社に入社してきたが、入社年月は分からない」旨の供述から判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認されるものの、申立期間の一部期間を含むかどうかについては特定できない。

また、A社の申立期間当時の代表者及び社会保険担当者が所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険への加入の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人と同じ職場で勤務していたとされる元従業員は「私が入社した昭和 39 年 4 月時点で申立人は同社に勤務していたが、時期は特定できないものの、申立人はいったん帰郷し、その後、しばらくしてから同社に再入社したはずである」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保

険者として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年ごろから 33 年ごろまで
② 昭和 33 年ごろから 36 年ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 事業所に勤務していた申立期間①及びB 事業所に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚一人が、当該期間のころに申立人がA 事業所に勤務していた旨供述していることから、勤務の開始及び終了の時期は不明であるものの、申立人が同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所の登記は確認できず、社会保険事務所（当時）の記録でも、同事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、前述の同僚は申立期間当時のA 事業所の状況について、同事業所は厚生年金保険に加入しておらず、同僚自身も同事業所で厚生年金保険に加入した記録はないこと、申立人が、代表者により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことを供述している。

さらに、申立人は、当該同僚以外にA 事業所の代表者、その妻及び同僚一人の氏名並びに5 人の姓を記憶していたが、オンライン記録でこれらの者に係る記録を特定することができないことから、同事業所における厚生年金保険の加入記録の有無を確認することができない。

加えて、連絡先を確認することができないことから、これらの者から、A

事業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

- 2 申立期間②について、B事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所の登記は確認できず、社会保険事務所（当時）の記録でも、同事業所は厚生年金保険の適用事業所はとなっていない。

また、申立人は、申立期間②当時の勤務期間の記憶が明確でなく、当時の代表者及びその妻並びに同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②当時にB事業所に勤務していた者を特定することができず、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月1日から58年3月31日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社の昭和56年4月3日付け辞令並びに同社の元代表取締役及び当時の複数の取引先代表者の供述から、申立人が申立期間のころに同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、同社は昭和53年3月1日に設立され、平成8年6月*日に職権解散されていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)の記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。このことについて、同社の元代表取締役は、「昭和63年に廃業し、会社関係書類の一切を廃棄処分しました。昭和55年4月ごろ、A社を設立開業し、社員5人から6人を採用しましたが、一人退社、又一人退社、又募集の繰り返しで社員が定着せず、このような状態が続いたため、厚生年金保険に加入せず未加入のままとなって終わりました。」と供述している。

また、A社の元代表取締役は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないため、申立人の給与から保険料の控除は行っていなかった旨供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚二人に対し、A社における厚生年金保険料の控除について照会したが、このうち一人からは回答が無く、他の一人からも申立期間当時における事業主による保険料の控除を確認することがで

きなかった。

このほか、申立人は、A社の事業主が従業員から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所（当時）に納入していなかった可能性がある旨供述しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月 1 日から 60 年 4 月 20 日まで
② 昭和 62 年 3 月 6 日から 63 年 4 月 1 日まで
③ 平成元年 3 月 29 日から 11 年 2 月 15 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で厚生年金保険に加入していた申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与の額と相違していることが判明した。給与の支給額は、昭和 58 年 7 月から 59 年 2 月までの期間は約 55 万円、62 年 3 月から約 2 年間は約 40 万円、その他の期間は 45 万円から 50 万円ぐらいだったので、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録では、申立期間③のうち平成 6 年 10 月から 8 年 9 月までの期間については 30 万円、同年 10 月以降の期間については 32 万円と記録されているのに対し、申立人から提出のあった 8 年から 11 年の源泉徴収票及び確定申告書の控えのうちの 8 年分によれば、A社が申立人に支払った給与相当額の平均は、1 か月当たり 44 万円前後であったことが推測できる。このため、少なくとも平成 8 年においては、申立人の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より 12 万円から 14 万円程度高かったものと考えられる。

しかしながら、前述の源泉徴収票又は確定申告書の控えにおいて、平成 8 年から 11 年までの各年に控除されたことが確認できる社会保険料額から逆算した標準報酬月額相当額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べてそれぞれ 2 万円から 4 万円程度低いことが確認できる。したがって、当該期間においては、

オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額な保険料を控除されていたという事実は認められない。

また、A社の代表取締役は、申立期間①、②及び③当時の給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないとしており、これらの事実を確認することはできないものの、当該代表取締役は、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額算定基礎届には固定給相当額を記載し、また、従業員から控除する厚生年金保険料は、その届け出た金額に基づいて計算した額を控除している旨供述している。

さらに、申立人と同時期にA社で勤務していた従業員二人は、当時の給与明細書等は残っていないが、実際に受け取っていた給与の額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致している旨供述している。

そのほかに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間①、②及び③において、申立人と同時期に同社で厚生年金保険に加入していた複数の従業員と申立人の標準報酬月額を比較してみたところ、いずれの標準報酬月額も同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が他の従業員に比べて低額であるという事情も見当たらない上、当該名簿及び記録には、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されたことをうかがわせる不自然な点も認められない。

これらのことから、事業主は、申立期間①、②及び③の申立人の給与において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料またはそれ以下の金額を控除していたものと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③について、その主張する報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。